

大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第15条の規定に基づく最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 最低制限価格の設定対象とする入札案件は、設計金額（単価契約の場合は、執行予定額）が130万円を超える工事請負の入札とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、設計金額の算出の基礎となった設計書に基づき、次に掲げる額の合計額（以下この条において「最低制限価格（端数処理前）」という。）の1万円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、算出した最低制限価格（端数処理前）が設計金額（税抜）（以下この条において「税抜金額」という。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、税抜金額に100分の92を乗じて得た額を、税抜金額に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、税抜金額に100分の75を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

2 解体工事の最低制限価格は、税抜金額に100分の91を乗じて得た額の、1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

(公表)

第4条 最低制限価格を適用しようとするときは、入札の公告においてその旨を記載することとする。

2 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札結果公表時において公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札を行う工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札を行う工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告又は指名を行う工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告又は指名を行う工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札を行う工事請負の入札について適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札を行う工事請負の入札について適用する。